

浜松市市民協働センター（はまこら）利用料金表

1 研修室等

利用区分 \ 利用時間区分		午前9時から 午後6時まで 1時間につき	午後6時から 午後9時まで 1時間につき	午後9時から 午後9時30分まで
第1研修室	市民活動団体	450円	670円	330円
	その他	900円	1,340円	670円
第2研修室	市民活動団体	400円	600円	300円
	その他	810円	1,210円	600円
第3研修室	市民活動団体	400円	600円	300円
	その他	810円	1,210円	600円
スタジオ	市民活動団体	460円	690円	340円
	その他	920円	1,380円	690円
ギャラリー占有利用	市民活動団体	280円	410円	200円
	その他	560円	830円	410円

備考

- 市民活動団体とは、浜松市市民協働推進条例(平成15年浜松市条例第36号)第2条第3号に規定する団体で市長が認めるものをいう。
- 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までとする。
- 利用者が入場料(これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。)を徴収する場合及び商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、所定の利用料金の2倍に相当する額とする。
- 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料(備考の3に規定する利用にあつては、当該規定により算出した額とする。(2)において同じ。)に相当する額
 - 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午後6時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
- 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 備付物品

種別	利用区分	金額	概要
拡声装置	1日1回につき	1,250円	1本(マイク・クロホン1本を含む。)
マイク・クロホン		730円	1本
プロジェクター		1,040円	1台
スクリーン		520円	1式
テレビ・ビデオ装置		1,250円	1式
いす		310円	10脚
電気コンセント		100円	1口(1kw以内)
ロッカー(市民活動団体に限る。)	1月につき	50円	1個

備考

- 市民活動団体が利用する場合の利用料金は、所定の利用料金の5割に相当する額とする。ただし、ロッカーについては、この限りでない。
- 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。